

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、テールゲートリフターでカゴ台車をトラックの荷台に積み込む作業をしていたところ、カゴ台車が乗り切らずに逆走したのを押さえようとした際に、右肩を捻って負傷した。翌〇日、Dクリニックに受診し、「右肩関節捻挫、右上腕骨骨折」と診断され、以後、複数の医療機関において右肩鍵板損傷等の傷病名で療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、平成○年○月○日付けE医師作成の関節可動域の測定結果を根拠に、請求人に残存する右肩関節の可動域制限は、障害等級第10級に該当する旨を主張するが、決定書理由に説示のとおり、同測定結果は治癒後○年以上経過しているものであって判断の根拠とすることは妥当ではない。

また、請求代理人は、F医師の関節可動域の測定が正しく行われていない旨を主張するが、決定書理由に説示のとおり、請求代理人の同主張を裏付ける客観的な資料はなく、整形外科の専門医であり労災保険制度を熟知する同医師の測定方法が誤っていることをうかがわせるものはない。このほか一件記録を精査するも、請求人に残存する障害が障害等級第10級であることを確認できる証拠は見いだすことができなかった。

当審査会では、請求代理人の主張を含め、再度一件記録を精査するも、請求人の肩関節の可動域制限が障害等級第12級に該当するとした平成○年○月○日付けの審査官の決定は妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。